



館山市マスコットキャラクター
© studio crocodile・館山市

たてやま 農業委員会だより



「私たちが農業委員です！お気軽にご相談ください！」

創刊にあたって



農業委員長
加藤 貢

「農業委員会の役割がよくわからない」、「農業委員の名前を知らない」……。昨年の暮れ、農業委員定数見直しのため、農家組合長会議の場を回り、説明会を開いた際に聞かれた言葉です。これはすぐに改善すべき課題であると感じました。そこで、情報発信力を強化すべく、「農業委員会だより」を創刊することにしました。時機を見ながら年2回程程度の発行を予定しています。

農業者の代表機関である農業委員会の役割は、担い手の減少や耕作放棄地の拡大、TPP問題など、農業がさまざまな課題に直面していくなか、これまで以上に重要になると考えております。

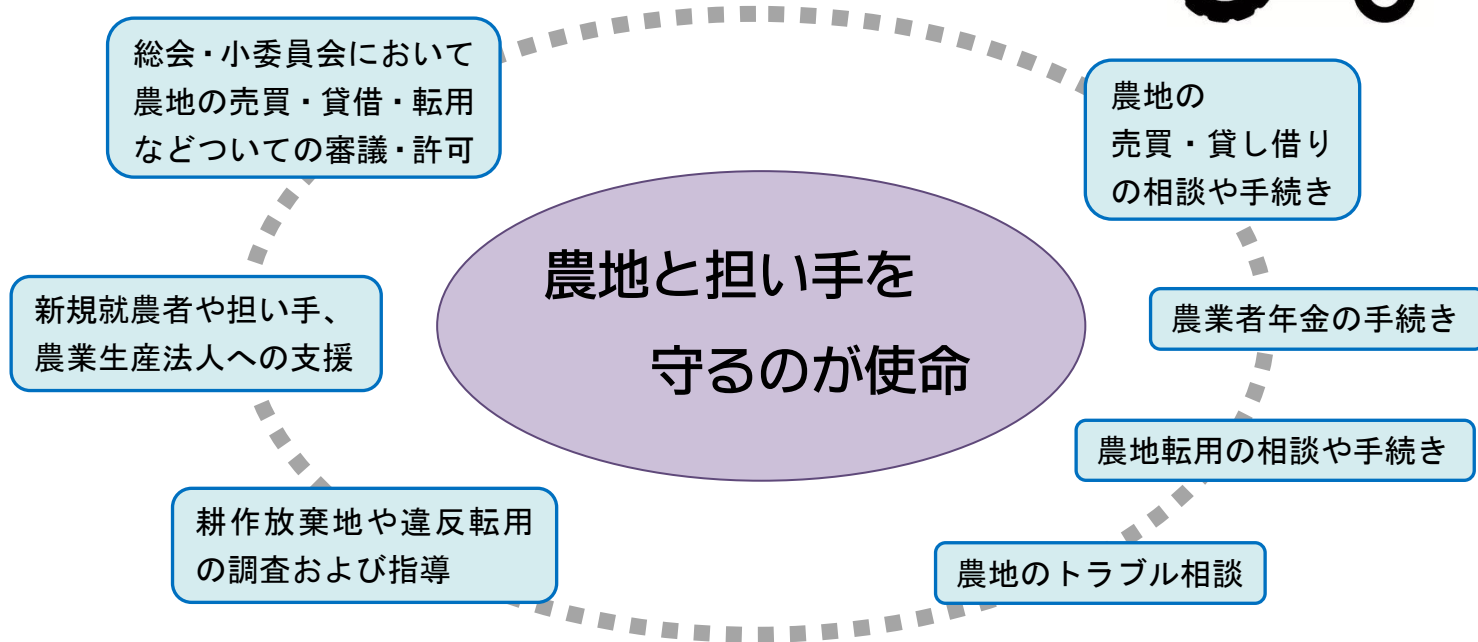
農業委員会業務を中心に、紙面を通じて農業者の皆さんに役立つ情報の提供に努めてまいります。

2013
創刊号

お近くの農業委員に気軽にご相談ください！

担当地区	委員	担当地区	委員
館山	鈴木信一（上真倉）	館野	山岸喜憲（国分）
北条	小形敏夫（上野原）		○ 脇田安保（稲）
	鈴木義久（八幡）	九重	小柴弘教（大井）
那古・船形	渡邊彌（那古）		加藤悟（二子）
	小林進（正木）	農協推薦	井上栄一（山本）
西岬	西郷明（小沼）	農業共済推薦	宇山茂（神余）
	原田幸夫（塩見）	土地改良区推薦	網代哲夫（広瀬）
神戸・富崎	早川仁（布沼）	市議会推薦	鈴木順子（下真倉）
	島田健兒（犬石）	市議会推薦	川名初江（江田）
豊房・神余	鈴木紘一（山荻）	◎会長 ○職務代理	
	◎ 加藤貢（神余）	任期：平成26年7月19日まで（3年間）	

農業委員会はこんな仕事をしています （主な業務）



お気軽にお問合せください！

問合せ先は、本紙1面右上をご覧ください。

全農地・全農家が対象

ご協力ください

農地利用基礎調査事業

農業委員会では、農地利用基礎調査事業を行います。
全農地の現況と各農家の将来の農業経営にかかる意向について調査を行い、今後の農地行政に役立てます。

来年1月まで
「現況調査」を実施中

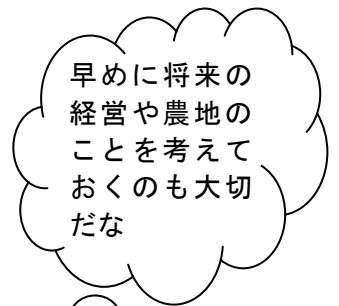
来年1月までの予定で市内にある農地約4万5千筆を対象に、耕作放棄地の状況を確認していきます。

農業委員と職員が各地区を回りますので、ご協力よろしくお願ひします。

なお、調査で得られたデータは、農地台帳システムに反映し、今後の農業政策の基礎データとして活用し、耕作放棄地の解消や地域農業の振興に役立てていきます。



農業委員や職員が出向いて確認します



将来を見据え
「農業経営意向調査」を予定

12月下旬から来年1月上旬の予定で全農家を対象に農業経営意向調査を行います。

5年後、10年後の農業経営の在り方は、農業者の高齢化や後継者の不足などにより、多くの農家で変わっていくものと思われれます。

規模縮小や規模拡大、離農や新規就農、農地を貸したい・借りたいなど、各農家が考える近い将来の農業経営の意向は、様々と考えられ、これについて調査しようとするものです。

この調査で集めたデータは、地域の担い手となる農業者へ農地を集めるための事業や新規就農者の育成など、耕作放棄地の発生防止や今後の農業行政に役立てます。

12月の農業協力員会議で調査の方法について、説明を行う予定です。ご協力をお願いします。

委員 定数

来年7月の次回選挙から適用 —15名から13名へ見直し—

農業委員会では、選挙による委員定数を見直しました。これは市の行財政改革などの動向から、農業委員の発議により実施したものです。

現在の選挙による委員定数は、昭和29年に農業委員会が設置されて以来、15名となっています。

そこで、昨年度、農業委員会内に定数検討部会を設置し、適正な定数について検討してきました。

その結果、市内における農地と農業者が大幅に減少している状況などを踏まえ、選挙による委員定数を2名削減し、13名とすることになりました。

新たな定数は、任期満了に伴い来年7月に行われる予定の次回選挙から適用されることとなります。



市長へ定数削減の意見書を提出

農地 バンク

農地を貸したい！借りたい！ 希望を登録して安心・簡単に手続きを

「後継者がいない。誰か農地を借りてくれないかな」、「良い条件の農地を貸してくれる人はいないかな」など皆さんもお悩みではないでしょうか。

このようなときは、市の農地バンク制度をご利用ください。

この制度は、「農地を貸したい」「農地を借りたい」という農家の意向や農地の場所などの情報を市へ登録してもらい、市が条件の合う貸し手と借り手を結びつ

ける制度です。簡単な書類手続きで登録ができ、手数料は一切かかりません。

また、農地の貸借に至った場合の契約手続きも簡単で、契約期間が満了すれば、農地は自動的に地主に返ってくるので安心です。

農地を有効活用でき、耕作放棄地の発生防止にもつながります。

詳しくは、市農水産課（☎0470-22-3396）へお問合せください。

編集後記

農業委員会だより創刊号
をご覧いただき、いかがで
したか。

農業の根幹である「農地」
や「農政」に関することを
少しでも広報できればと思
い、創刊に至りました。

今後の農業の行方を皆さ
んと共に考え、それぞれの
立場で対応していきたいと
思います。

ご意見・ご感想をお寄せ
いただければ幸いです。

編集委員 島田健児

農地の売買・貸借

・転用の申請手続き

農業委員会への申請
締切日は、毎月10日
（土日祝祭日の場合は、
その直前の平日）です。